

社会福祉法人氷上町福祉会

役員等手当支給規則

(目 的)

第1条 この規則は、社会福祉法人氷上町福祉会の定款第8条及び第21条に基づき、本法人役員等「以下、(役員という。)」に支給する報酬、旅費、費用弁償に関する必要な事項を定める事を目的とする。

(報 酬)

第2条 この法人の報酬は、次のとおり定める。

理事長 360,000 円／年間

ただし、理事を兼務する職員には、報酬を支給しない。

2 この法人の役員が、役員会及び関係機関への会議等に出席した場合、並びに特別な用件で出役した場合は、次の範囲で算定した額を報酬として支給する。

1日の場合・・・7,000円

半日の場合・・・3,500円

3 この法人の役員に対して、各年度、次の総額を超えない範囲を、報酬として支給することができる。

評議員・・・1,050,000円

役 員・・・1,750,000円

(旅 費)

第3条 この法人の役員が、公務のため出張した場合の旅費（日当を除く）の支払いは、職員の旅費規程に準じて行う。

(費用弁償)

第4条 この法人の役員が、業務のため出役した場合は、次の範囲で費用弁償を行う。

1回 ・・・・1,000 円（業務の出役費用）

(報酬等の支給方法)

第5条 この法人の役員に対する報酬等の支給時期は、当月分を翌月21日に支払うものとする。
なお、支給日が休日に当たるときは、その前日とする。

(改 正)

第6条 この規則の改正は、評議員会の議決による。

【 附 則 】

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

2 この規則は、平成16年3月16日に改正し、平成15年4月1日から適用する。

(第2条)

3 この規則は、平成16年12月10日に改正し、平成16年4月1日から適用する。

(第4条)

4 この規則は、平成21年3月17日に改正し、平成21年4月1日から適用する。

(第2条)

- 5 この規則は、平成 28 年 1 月 28 日に改正し、平成 28 年 1 月 28 日から適用する。
(第 1 条) (第 3 条) (第 4 条)
- 6 この規則は、平成 28 年 9 月 28 日から施行する。
- 7 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 8 この規則は、平成 29 年 6 月 27 日に改正し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
- 9 この規則は、令和元年 6 月 25 日から施行する。
- 10 この規則は、令和元年 9 月 27 日から施行する。
- 11 この規則は、令和 3 年 6 月 18 日から施行する。
- 12 この規則は、令和 6 年 3 月 15 日から施行する。